

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務委託

2 業務の概要 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年10月17日（金）	公募開始
令和7年10月27日（月）	参加表明書提出期限
令和7年11月10日（月）	企画提案書提出期限
令和7年11月中旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書7部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

※また、県への提出確認後、(5)のメールアドレスあて PDF データをご提出ください。

(4) 提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 農林部 農産加工流通課 国内流通振興班

担 当：中山

T E L：095-895-2996

E-mail：s07065@pref.nagasaki.lg.jp

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案までとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く）。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書及び関係書類には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないこと。

エ その他

- ・応募書類（企画提案書7部）は、A4横書きで両面印刷（長辺綴じ）とし、A4ファイルに綴じて提出してください。
- ・A4ファイルの表紙及び背表紙には業務名と提案者の名称を記入してください。

<記載例>

**「県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務委託」
株式会社〇〇**

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者あて質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「県南地区におけるながさきモデルの「食の賑わい」創出に向けた実証等業務委託質問書」としてください。

（メールアドレス）s07065@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和7年10月27日（月）午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

6 審 査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「イ. 企画提案内容」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「イ. 企画提案内容」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書類審査により行います。（プレゼンテーション審査は実施いたしません。）

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア. 企画提案全般	業務目的の理解 業務の実施方針	・業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。 ・課題認識が適切であり、実施方針の適格性があるか。	10
	業務実績	・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。 ・当該実績は本業務の実施に生かせる実績であるか。	10
イ. 企画提案内容	企画内容（企画力）	・提案内容は意図が明確でわかりやすいか。 ・実現可能性及び実効性の高い提案内容となっているか。 ・県民等が長崎の食の価値を知る機会の創出やシビックプライド醸成に繋がる提案内容となっているか。 ・提案者の強みや経験・実績等を生かした、独自性がある内容か。	30
	運営体制（運営力）	・各企画の準備・運営に係る組織、人員、配置等は適切であるか。	5
	広報計画（広報力）	・想定ターゲットを踏まえて、周知または集客のために適切かつ効果的な広報計画となっているか。	10
	自由提案 (企画の独自・独創性)	・仕様書に定める内容以外で、事業目的を達成するために必要な提案がされているか。 ・本業務の効果を高める取組となっているか。 ・提案者の強みや経験・実績等を生かした、独自性がある内容か。	5
ウ. 業務実施体制	実施・連携体制	・効果的な実施体制及び県との連携・協議体制が具体的に提案されているか。 ・県との連携が十分に図られる体制か。	5
	遂行能力	・責任者（または主たる担当者）の能力・専門性・経験・実績、現場工数等は十分か。 ・提案内容の実現に必要な専門性や現場工数等を担保できる実施体制・役割分担・人員配置等となっているか。	10
	スケジュール	・業務内容に応じて、適切なスケジュールが設定されているか。想定スケジュールに無理はないか。	5
エ. 効果検証		・実施するイベント等の効果分析のための具体的な手法が示されているか。また、有効な手法であるか。	5
オ. 提案金額		・価格点の算定式 満点（5点）×各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5
合計			100点

※審査項目ア～エまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評 価	評 点
A（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
B（優れている）	項目の配点 × 0.8
C（普通）	項目の配点 × 0.5
D（やや劣っている）	項目の配点 × 0.3
E（劣っている）	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問合せ先

長崎県 農林部 農産加工流通課 国内流通振興班

担 当：中山

T E L：095-895-2996

E-mail：s07065@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

(1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。